

陳 情 文 書 表 (令和7年2月28日定例会提出)

陳情第49号

中山町西三丁目の山林開発に関する陳情書

令和7年2月17日受理

陳情者



中山町西三・四丁目自治会

会長 長 澤 香

(要旨)

1. 学園前住宅地の山林開発をするに当たり、奈良市は、調整池技術基準の適用を誤って、高い盛土地盤を造成し、全く別流域の住宅地に雨水が流れ出るように計画しています。
技術基準は基本的に、開発地の雨水は同じ流域内で処理することを前提にしています。
これまで全く無関係だった山地雨水が、開発により住宅地に流れ出てこないよう計画変更することを切に要望します。
2. 高さ7メートル、延長150メートルのコンクリート擁壁による盛土開発は、まほろば景観条例（令和4年）に記載されている高さ5メートル、延長10メートル以上の大規模開発行為の基準をはるかに超えており、奈良市は、「景観形成基準や色彩基準に適合し、事前に届出を行う」という指針を遵守し、環境の激変緩和措置を施すよう要望します。

(理由)

・当該山地は、平成28年に堺市の業者に開発許可されましたが、その後8年間何の工事もされず、昨年3月に大阪の業者に売却されました。奈良市は、開発審査事務の重複を避けるため、前の業者に与えた開発許可を新しい業者にそのまま「認める」としてしています。

しかし、前の開発計画は調整池技術基準の適用を誤っており、また、この8年の間には、自然・社会環境の変化を受けて、景観条例も更新されています。

このたびの新規申請業者に対しては、前回の間違いを正し、最新の基準で設計、指導することを要望します。

・大和川流域調整池技術基準（平成30年3月更新）は、開発で増大した雨水が山裾の水路に一気に出ないように一時貯留することとしており、豪雨のときは、余水吐から従前同様、同じ流域の水路に流出するよう計画することになっています。

しかし、今回の開発計画では、高擁壁で盛土造成し、豪雨等であふれた雨水は、同じ流域の水路ではなく全く別流域の隣接住宅地に流れ出るようになっており、住民は、新たな水害を心配しています。